

平成 28 年富良野市教育委員会第 1 回臨時会

開催年月日	平成 28 年 1 月 15 日（金） 午後 5 時 00 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹（委員長職務代理者） 委員 山田淳二 委員 菅野義則 教育長 近内栄一
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 遠藤和章 学校教育課長 大内康宏 社会教育課長 稲葉武則 学校教育課管理係長 竹下幸志
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市公民館設置条例の一部改正について 議案第 2 号 富良野文化会館設置条例の一部改正について 議案第 3 号 富良野市演劇工場設置条例の一部改正について 議案第 4 号 富良野市立学校施設利用条例の一部改正について 議案第 5 号 富良野スポーツセンター条例の一部改正について 議案第 6 号 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正について 議案第 7 号 富良野スポーツ振興基金条例の一部改正について 議案第 8 号 富良野市文化振興基金条例の一部改正について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 山田淳二委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 5 時 00 分

吉田委員長

只今より平成 28 年富良野市教育委員会第 1 回臨時会を開会いたします。
本日は、全員の出席であります。
会議録署名委員には、山田委員にお願い致します。

吉田委員長

これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長

次に、日程第2に入ります。

本日の議案は各条例の一部改正についてであります。改正理由がいずれも同じであるので、議案第1号「富良野市公民館設置条例の一部改正について」から議案第8号「富良野市文化振興基金条例の一部改正について」までを一括して提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第1号 富良野市公民館設置条例の一部改正について、

議案第2号 富良野文化会館設置条例の一部改正について

議案第3号 富良野市演劇工場設置条例の一部改正について

議案第4号 富良野市立学校施設利用条例の一部改正について

議案第5号 富良野スポーツセンター条例の一部改正について

議案第6号 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正について

議案第7号 富良野市スポーツ振興基金条例の一部改正について

議案第8号 富良野市文化振興基金条例の一部改正について

以上、8件について一括してご説明申し上げます。

本件は、富良野市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例第2条に基づき、スポーツ及び文化に関する事務を平成28年4月1日から市長が管理及び執行するため、関連する条例の改正と、合わせて文言を整理するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき協議するものでございます。

以下、議案に沿って順にご説明いたします。

まず、議案第1号 富良野市公民館設置条例の一部改正についてであります。現在、文化会館の一部を中央公民館として使用しておりますが、文化会館の施設管理が市長部局へ移管することに伴い、中央公民館として使用しております部分を文化会館へ統合し、施設を一体化することにより効果的かつ機能的に管理運営するため、中央公民館の施設機能を廃止するものと、合わせて字句の修正でございます。

次に議案第2号 富良野文化会館設置条例の一部改正についてであります。条例本文中の「教育委員会」及び「委員会」を「市長」に改め、公民館の施設機能を文化会館へ統合するに伴い、別表第1に新たに研修室、料理教室及び和室Aを追加し中央公民館として使用時と同額を使用料として徴収するとともに、ガス代の徴収に関しての文言を追加するものでございます。

合わせて、規則への委任を規定する第 14 条を市長部局移行に伴い、文言を整理するものでございます。

次に議案第 3 号 富良野市演劇工場設置条例の一部改正についてであります。条例本文中の「教育委員会」及び「委員会」を「市長」に改め、合わせて、規則への委任を規定する第 19 条を市長部局移行に伴い、文言を整理するものでございます。

次に議案第 4 号 富良野市立学校施設利用条例の一部改正についてであります。条例本文中の「教育委員会」及び「委員会」を「市長」に改め、第 2 条の見出しを「教育委員会及び学校の責任」を「市、教育委員会及び学校の責務」に改め、市と教育委員会と学校長の責務を明記するものでございます。合わせて、規則への委任を規定する第 15 条を市長部局移行に伴い、文言を整理するものでございます。

次に議案第 5 号 富良野スポーツセンター条例の一部改正についてであります。条例本文中の「教育委員会」及び「委員会」を「市長」に改め、合わせて、規則への委任を規定する第 18 条を市長部局移行に伴い、文言を整理するものでございます。

次に議案第 6 号 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正についてであります。条例本文中の「教育委員会」及び「委員会」を「市長」に改め、合わせて、規則への委任を規定する第 18 条を市長部局移行に伴い、文言を整理するものでございます。

また、平成 15 年に建設した東山ゲートボール場につきましては、近年利用実態がなく、東山地域の皆さんから地域振興の一環として自由に活動できる多目的広場として開放してほしい旨の要望がありましたので、今後、公園用地に戻すため本条例中、東山ゲートボール場を削除するものでございます。

次に議案第 7 号 富良野市スポーツ振興基金条例の一部改正について、及び議案第 8 号 富良野市文化振興基金条例の一部改正についてであります。規則への委任を規定する第 7 条を市長部局移行に伴い、文言を整理するものでございます。

いずれの条例も附則として、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、合わせて経過措置として条例改正前に使用許可及び減免を受けたものについては、改正後の条例によって使用許可及び減免を受けたものとみなすとともに、指定管理施設につきましては、条例改正前の教育委員会の承認について改正後の条例によって承認を受けたものとみなすものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

それでは、質疑・討論に入りたいと思います。皆さんからご質問、ご意見等ございませんか。

山田委員

東山ゲートボール場については、ゲートボール場としての機能を無くすということですか。

稲葉課長

東山ゲートボール場用地は、もともと公園用地でありましたが、ゲートボール場と

して整備する際、教育委員会の管理地となりました。これを教育委員会の管理地から公園用地に戻すものです。

山田委員

ゲートボール場が、教育委員会の管理から離れるということですね。

近内教育長

近年、ゲートボール場の利用が無いことから、東山地域より、地域振興のため新たな目的をもって利用したいとの要望を受けて行うものです

津山委員

今回の東山のような要望は、他では出ていないのですか。

稲葉課長

屋外体育施設については、ありません。

津山委員

今回の条例改正は、文言の整理がほとんどで、利用者に対するサービス低下になるよう変更は無いということですよ。

稲葉課長

今回の条例改正は、文化・スポーツ関係業務の市長部局への移管に伴うもので、サービスの変更となるような条例改正ではありません。また、市長部局移管に伴いサービス低下とならないよう文化・スポーツ団体と協議しています。

近内教育長

むしろ、サービスの拡充を目指しての業務移管であり、それに伴う条例改正であります。

津山委員

そういうことであれば、条例改正に賛成です。

吉田委員長

他にご意見、ご質問等ありませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第1号から議案第8号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって平成28年富良野市教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。
ご起立願います。礼。

閉会 午後5時30分